

入札説明書

令和7年8月6日

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「弁護士会と連携したウェブ広告の掲出等業務」に係る入札公告（令和7年8月6日付）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

1. 業務概要

(1) 件名

弁護士会と連携したウェブ広告の掲出等業務

(2) 業務目的

本業務は、住宅品質法及び住宅瑕疵担保履行法に基づく指定住宅紛争処理機関（弁護士会）と住宅紛争処理支援センター（当財団）による紛争処理・専門家相談体制等について、その認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、レスポンスバナー広告等の素材及びランディングページを制作・運用し、その効果検証を行うものである。詳細は仕様書のとおり。

(4) 履行期限

契約の翌日より、令和8年3月31日（火）までとする。

2. 入札書として提出するもの

(1) 入札金額を記載した書面（様式1） 1部

(2) 企画提案書（様式2：設問に沿っていれば様式は自由） 正本1部、副本7部

(3) 誓約書（様式3） 1部

(4) 「入札公告 2. 競争入札参加資格(3)」を証明する疎明資料 1部

(5) 「入札公告 2. 競争入札参加資格(4)」を証明する疎明資料（担当者の名刺等） 1部

(6) 見積書 1部

- ・様式は問わない。
- ・業務内容項目ごとの詳細な内訳を記載すること（特に仕様書3.(3)アのウェブ広告配信費用とそれ以外の費用は明確に区分して記載すること）。
- ・上記ウェブ広告配信費用は、仕様書3.(3)イに示す配信回数等を満たすのに十分な実施内容を確保できるように積算して記載すること。また、各媒体別の金額を明記すること。
- ・入札者において上記ウェブ広告配信費用について値引きを行う場合は、値引き後の金額を入札金額とすること。

3. 入札書の提出にあたっての注意事項

- (1) 本説明書を熟読し、承諾のうえで本件入札に参加すること。
- (2) 入札書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 参加者は、本件入札に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 入札書の提出後は、不知又は不明を理由とした異議申し立てはできない。
- (5) 提出された入札書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された入札書は返却しない。

4. 入札価格と企画等提案の得点配分

入札価格と企画等提案の得点配分は5対5とし、それぞれの最高点は50点とする。その合計点で落札者を決定する。

5. 入札価格の得点化の方法

入札価格の得点化の方法については、加点方式とする。

入札価格の得点＝入札価格に係る得点配分×（1－入札価格／予定価格）

6. 企画提案書の評価の観点等

別表1に記載する評価項目・評価の観点により評価する。

7. その他

(1) その他詳細は、仕様書による。

(2) 本説明書及び仕様書に定める事項の他、総合評価落札方式にあたって必要な変更等が生じた場合は、別途公告又は通知する。

以上

評価項目・評価の観点

評価項目	評価基準 [評価の観点]
I. 組織概要、業務実施体制	
組織概要・ 実施体制	<u>本業務を円滑に遂行できる十分な実施体制になっているか。</u>
II. 業務実績等	
組織の 業務実績	<u>直近３年以内に、本業務と同種・類似業務を行っているか。</u>
	直近３年以内に、本件と同種・類似業務の実績が豊富にあるか。
主たる担当者の 業務実績及び能力	ウェブ広告の運用、ウェブマーケティング・解析に係る専門的な資格を有し、豊富な知識・経験を備えているか。
III. 全体の工程表・スケジュール	
スケジュール	工程に現実性、具体性、合理性があるか、無理なく進められる計画か。
IV. ウェブ広告のターゲティング・実施媒体等	
ターゲティング	<u>訴求対象の分析が、弁護士会及び当財団による紛争処理体制の広報対象として相応しいものになっているか。</u>
実施媒体・ 配信手法	ターゲティング結果を踏まえ、選定理由や実施金額の配分に加え、各媒体・手法別の想定表示単価、想定クリック率、想定クリック単価などを示したうえで、最も効果的な実施媒体・配信手法を提案しているか。（全体の配信（表示）回数、クリック回数、電話番号タップ数については仕様書記載の３．(3)イに示す配信回数等を下回らないようにすること。上回る場合は加点事由として評価する。ただし、電話番号タップ数については、別途架電数をより正確に把握するための計測方法を提案する場合は、その計測方法に即した指標を用いること）
検索キーワード	ターゲティング結果を踏まえ、効果的と思われる検索キーワードについて、具体的な根拠を示した上で提案しているか。
V. 検証方法・ツール	
検証方法・ ツール	効果検証の分析・レポート作成について、専門的な知見を活かした方針を示しているか。
	LP を起因とする、住まいのダイヤルへの架電数をよりの確に推測するため、創意工夫を凝らした方法やツール等を提案しているか。
提案点 計	<u>基礎点（必須項目の合計点）</u>
	加 点
	合計点

※太字・下線の評価基準は必須項目である。満点又は０点で採点し、１つでも０点がある場合は失格とする。

※必須項目以外は加点項目であり、上限～０点（【不適と判断する内容（例：求めた内容が提案されていない等）】）まで１点きざみで採点する。